

昭和二十七年法律第七百七十六号

宅地建物取引業法

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第二回 免許（第三条・第十四条）
第二回 免許（第三条・第十四条）	第三回 宅地建物取引士（第十五条・第二十四
第三回 宅地建物取引士（第十五条・第二十四	四回 宅地建物取引業（第二十五条・第三十
四回 宅地建物取引業（第二十五条・第三十	五回 営業保証金（第二十五条・第三十
五回 営業保証金（第二十五条・第三十	六回 業務（第二十六条・第二

六回 業務（第二十六条・第二	第一章 総則（第五十条の二の五—第五十条の十五）
第一章 総則（第五十条の二の五—第五十条の十五）	第二章 免許（第五十一条・第六十
第二章 免許（第五十一条・第六十	第三章 宅地建物取引業（第六十
第三章 宅地建物取引業（第六十	第四章 営業保証金（第二十五
第四章 営業保証金（第二十五	第五章 業務（第二十六

第五章 業務（第二十六	第一章 総則（第六十三条の三—第六十四条）
第一章 総則（第六十三条の三—第六十四条）	第二章 免許（第六十三条の三—第六十四条）
第二章 免許（第六十三条の三—第六十四条）	第三章 宅地建物取引業（第六十
第三章 宅地建物取引業（第六十	第四章 営業保証金（第二十五
第四章 営業保証金（第二十五	第五章 業務（第二十六

第五章 業務（第二十六	第一章 総則（第六十三条の三—第六十四条）
第一章 総則（第六十三条の三—第六十四条）	第二章 免許（第六十三条の三—第六十四条）
第二章 免許（第六十三条の三—第六十四条）	第三章 宅地建物取引業（第六十
第三章 宅地建物取引業（第六十	第四章 営業保証金（第二十五
第四章 営業保証金（第二十五	第五章 業務（第二十六

による講習業務を行うべきこと又は登録講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 第十七条の四第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十七条の八から第十七条の十まで、第十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十七条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十六条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十七条の十五 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の微収)

第十七条の十六 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習業務の状況に關し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十七条の十七 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとき

は、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第十七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十六条第三項の登録をしたとき。

二 第十七条の八の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の十の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

(宅地建物取引士の登録)

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に關し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの)

三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの)

四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聽聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十二条第一項第五号の規定による届出があつた者(宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の登録年月日を登載してするものとする。

(登録の手続)

第十九条 前条第一項の登録を受けることができるとする者がその登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録申請書の提出があつたときは、遅滞なく、登録をしなければならない。

(登録の手続)

第二十条 第十八条第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなる場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

八 暴力団員等

九 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分の停止をする日までの間に登録の消除の申請を受け、その処分の日から五年を経過しな

りにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(変更の登録)

第二十二条 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第二十三条 第十八条第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなる場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第十八条第一項第一号から第八号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人

三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

(申請等に基づく登録の消除)

第二十四条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第十八条第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条第一号の規定による届出がなくて同号に該当する事実が判明したとき。

四 第十七条第一項又は第二項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。

(宅地建物取引士証の交付等)

第二十五条 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事が国土交通省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に宅地建物取引士証の交付を受けようとする者は又は第五項に規定する宅地建物取引士証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

2 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事が国土交通省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に宅地建物取引士証の交付を受けようとする者は又は第五項に規定する宅地建物取引士証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 第一項の規定を受けることなく、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したこ

とにより、又は刑法第一百四条、第二百六

条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二

十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したこ

備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令・内閣府令で定める事項

六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて国土交通省令・内閣府令で定めるもの

六の二 当該建物が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

イ 建物状況調査（実施後国土交通省令で定める期間を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

ロ 設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に関する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況

七 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

八 契約の解除に関する事項

九 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

十 第四十二条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又是第四十二条の二の規定による措置の概要

十一 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭（第四十二条第一項又は第四十二条の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金等を除く。）であつて国土交通省令・内閣府令で定めるもの）を講ずるかどうか、第六十四条の三第二項第一号において同じ）を受領しようとする場合において同号の規定による保証の措置その他国土交通省令・内閣府令で定める保全措置を講ずるかどうか、

及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十二 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十三 当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関し保証保険府令の締結その他の措置で国土交通省令及内閣府令で定めるものを講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十四 その他宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令で定める事項

イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買い、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合 国土交通省令・内閣府令

ロ イに規定する事項以外の事項を定める場合 国土交通省令

二 割賦販売価格 (割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。)

三 宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び賦払金 (割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で目的物の引渡し後のもの) のをいう。第四十二条第一項において同じ。)

四 宅地建物取引業者は、宅地又は建物に係る信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするもの)

に限る。)の受益権の売主となる場合における売買の相手方に対して、その者が取得しようとしている信託の受益権に係る信託財産である宅地又は建物に関して、その売買の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面(第五号において図面を必要とするときは、図面)を交付して説明をさせなければならぬ。ただし、その売買の相手方の利益の保護のため支障を生ずることがない場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該信託財産である宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所持者の氏名(法人にあつては、その名称)
- 二 当該信託財産である宅地又は建物に係る都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の概要
- 三 当該信託財産である宅地又は建物に係る私道に関する負担に関する事項
- 四 当該信託財産である宅地又は建物に係る飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況(これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項)
- 五 当該信託財産である宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令で定める事項
- 六 当該信託財産である建物が建物の区分所有等に関する法律第一条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地(一団地内に數棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。)に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定めるもの
- 七 その他当該信託の受益権の売買の相手方の利益の保護の必要性を勘案して国土交通省令で定める事項

イ 当該宅地建物取引業者がその運用の指図を行ふ委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の信託財産の受託会社（同法第九条に規定する受託会社をいう。）同法第三条に規定する投資信託契約

ロ 当該宅地建物取引業者が次のイ又はロに掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に係る業務を受託する場合における当該業務を委託する当該イ又はロに定める者と締結する当該業務の委託に関する契約

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第一百三十三条同法第二条第三項に規定する特定目的会社

口 資産の流動化に関する法律第二百八十四条第二項 同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等

三 当該宅地建物取引業者が不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項の許可（同法第一条第四項第三号に掲げる行為に係る事業に係るものに限る。）を受けた当該宅地建物取引業者に係る同法第二十六条の二第一号に規定する委託特例事業者と締結する業務の委託に関する契約

前項の認可を受けた宅地建物取引業者（以下「認可宅地建物取引業者」という。）が取引一任代理等を行う場合には、当該取引一任代理等に係る前項各号に掲げる契約の相手方に対してもは、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 第三十五条第一項 同項に規定する書面の交付及び説明

二 第三十五条第二項 同項に規定する書面の交付及び説明

三 第三十五条の二 同条に規定する説明

四 第三十七条第二項 同項に規定する書面の交付

(認可の条件)

第五十条の二の二 国土交通大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、宅地及び建物の取引の公正を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるべきものでなければならない。

(認可の基準等)

第五十条の二の三 国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、認可をしてはならない。

一 その行おうとする取引一任代理等を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

二 その営む業務の収支の見込みが良好でなく、取引一任代理等の公正を害するおそれがあること。

三 その行おうとする取引一任代理等を公正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有しないこと。

国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可をした場合であつて、当該宅地建物取引業者が都道府県知事の免許を受けたものであるときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

(不動産信託受益権等の売買等に係る特例)

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融融資サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する組合契約（民法第六百六十七条规定第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五

条に規定する匿名組合契約をいう。)若しくは投資事業有限責任組合契約(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号))第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。)に基づく権利(以下この条において「不動産信託受益権等」という。)の売主となる場合(暗号等資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下この条において同じ。)を対価とする譲渡をする場合を含む。)又は不動産信託受益権等の売買(暗号等資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。)の代理若しくは媒介をする場合には、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。)の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者(以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。)に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあり、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるとの認められるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

二 第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号、第五号又は第六号に該当する者

第二節 指定流通機構

口 指定流通機構が第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものハ、自身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 ハ、自身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定流通機構の業務)

第五十条の三 指定流通機構は、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 専任媒介契約その他の宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地又は建物の登録に関すること。

二 前号の登録に係る宅地又は建物についての情報を、宅地建物取引業者に対し、定期的に又は依頼に応じて提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の情報に関する統計の作成その他宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務

2 指定流通機構は、国土交通省令で定めるところにより、その業務の一部を、国土交通大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。(差別的取扱いの禁止)

第五十条の四 指定流通機構は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下この節において「登録業務」という。)の運営に関し、宅地又は建物を登録しようとする者その他指定流通機構を利用しようとする宅地建物取引業者に対して、不适当な差別的な取扱いをしてはならぬ。

(登録業務規程)

第五十条の五 指定流通機構は、登録業務に関する規程（以下この節において「登録業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

登録業務規程には、登録業務の実施方法（登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む。）、登録業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。この場合において、当該料金は、能率的な業務運営の下における適正な原価を償う限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならぬ。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした登録業務規程が登録業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定流通機構に対し、その登録業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（登録を証する書面の発行）
第五十条の六 指定流通機構は、第三十四条の二

第五項の規定による登録があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該登録をした宅地建物取引業者に対し、当該登録を証する書面を発行しなければならない。
(売買契約等に係る件数等の公表)

第五十条の七 指定流通機構は、当該指定流通機構に登録された宅地又は建物について、国土交通省令で定めるところにより、毎月の売買又は交換の契約に係る件数その他の国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

第五十条の八 指定流通機構は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度に開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定流通機構は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。
(登録業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第五十条の九 指定流通機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録業務に関して得られた情報を、第五十条の三第一項に規定する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(役員の選任及び解任)

第五十条の十 指定流通機構の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、指定流通機構の役員が、この法律の規定（この法律に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程に違反する行為をしたとき、又は登録業務に関する著しく不当な行為をしたときは、指定流通機構に対し、その役員を解任すべきことを命ぜることができる。

(監督命令)

第五十条の十一 國土交通大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十条の十二 國土交通大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（事業計画等）
第五十条の十三 指定流通機構は、登録業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、休止し、又は廃止しようとすると国土交通大臣は、前項の規定により他の指定流通機構に登録業務を行わせることとしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（登録業務の休廃止）
第五十条の十四 國土交通大臣は、指定流通機構が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定流通機構に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 登録業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

四 資本金の額

（他の指定流通機構による登録業務の実施等）
第五十条の十五 國土交通大臣は、第五十条の三第一項の規定による登録業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定を取り消したとき、若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他の事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十条の五第一項の認可をした登録業務規程に従い、他の指定流通機構に行わせることができる。

（指定の基準）
第五十二条 國土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 収支の見積りその他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書
二 手付金等保証事業に係る保証委託契約款

三 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の権限に関する事項、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に関する事項その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

四 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の権限に関する事項、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に関する事項その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

（指定）
第五十三条 國土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でないこと。

二 前号に規定するほか、その行おうとする手付金等保証事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

三 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

四 手付金等保証事業に係る保証委託契約約款の内容が国土交通省令で定める基準に適合しないこと。

五 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないこと。

六 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しないこと。

二 役員の氏名及び住所
三 本店、支店その他政令で定める営業所の名称及び所在地
四 資本金の額

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び事業方法書
二 収支の見積りその他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書
三 手付金等保証事業に係る保証委託契約款

四 その他国土交通省令で定める書類

一 商号

七 役員のうちに次のいずれかに該当する者のいること。

八 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

九 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 指定を受けた者（以下この節において「指定保証機関」という。）が第六十二条第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定保証機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

（変更の届出）

第五十三条 指定保証機関は、第五十一条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第三号に掲げる書類に記載した事項について変更があつた場合においては、国土交通省令の規定により指定を取り消す場合のほか、指定保証機関が指定を受けた日から三月以内に手付金等保証事業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その手付金等保証事業を休止したときは、当該指定保証機関の指定を取り消すことができる。

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による处分に係る聴聞について準用する。

（廃業等の届出）

第五十五条 指定保証機関が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

一 合併により消滅した場合 消滅した会社を代表する役員であつた者

二 破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

三 合併又は破産手続開始の決定以外の理由に
より解散した場合 その清算人

四 手付金等保証事業を廃止した場合 その会
社を代表する役員

第五十六条 指定保証機関は、手付金等保証事業
以外の事業を営んではならない。ただし、買主
の利益の保護のため支障を生ずることがないと
認められるものについて、国土交通大臣の承認
を受けたときは、この限りでない。

2 指定保証機関が第四十一条の二第一項第一号
の指定を受けたときは、前項ただし書の承認を
受けたものとみなす。

(責任準備金の計上)

第五十七条 指定保証機関は、事業年度末におい
てまだ経過していない保証契約があるときは、
次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事
業年度ごとに責任準備金として計上しなければ
ならない。

一 当該保証契約の保証期間のうちまだ経過し
ていない期間に対応する保証料の総額に相当
する金額

二 当該事業年度において受け取った保証料の
総額から当該保証料に係る保証契約に基づい
て支払った保証金(当該保証金の支払に基づ
く保証委託者からの収入金を除く)、当該保
証料に係る保証契約のために積み立てるべき
支払準備金及び当該事業年度の事業費の合計額
を控除した残額に相当する金額

3 指定保証機関が前項の規定により責任準備金
を計上した場合においては、その計上した金額
は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の
規定によるその計上した事業年度の所得の金額
の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定により損金の額に算入された責任
準備金の金額は、法人税法の規定によるその翌
事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算
入する。

(支払準備金の積立て)

第五十八条 指定保証機関は、決算期ごとに、次
の各号の一に掲げる金額がある場合において
は、支払準備金として当該各号に掲げる金額を積
み立てなければならない。

1 保証契約に基づいて支払うべき保証金その
他の金額のうちに決算期までにその支払が終

二　保証契約に基づいて支払う義務が生じたと認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支払うべきものと認められる金額

三　現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支払つていらないものがある場合には、その金額

(保証基金)

第五十九条 指定保証機関は、定款の定めるところにより、保証基金を設けなければならない。

2　指定保証機関は、責任準備金をもつて保証債務を支払うことができない場合においては、当該保証債務の弁済に充てる場合に限り、保証基金を使用することができる。

(契約締結の禁止)

第六十条 指定保証機関は、その者が宅地建物取引業者との間において締結する保証委託契約に係る保証債務の額の合計額が、政令で定める額をこえることとなるときは、保証委託契約を締結してはならない。

(改善命令)

第六十一条 国土交通大臣は、指定保証機関が第五十二条第二号から第四号までの規定に該当することとなつた場合において、買主の利益を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、当該指定保証機関に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第六十二条 国土交通大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該指定保証機関に対しても、必要な指示をすることができる。

一　手付金等保証事業に関しその関係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれがあるとき。

二　手付金等保証事業に関し不誠実な行為をしたとき。

三　手付金等保証事業に関し他の法令に違反し、指定保証機関として不適当であると認められるとき。

2　国土交通大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合においては、当該指定保証機関に対し、その指定を取り消し、又は六月以内

の期間を定めて手付金等保証事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により指定を受けたとき。

二 第五十二条第一号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。

三 第五十三条の規定による届出を怠つたとき。

四 第五十五条第一項の規定による届出がなくて同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

五 第五十六条第一項の規定に違反して手付金等保証事業以外の事業を営んだとき。

六 第六十条の規定に違反して保証委託契約を締結したとき。

七 前条の規定による改善命令に違反したとき。

八 前項の規定による指示に従わなかつたとき。

九 この法律の規定に基づく国土交通大臣の处分に違反したとき。

三 國土交通大臣は、第一項の規定により必要な指示をし、又は前項の規定により手付金等保証事業の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、第一項又は第二項の規定による处分に係る聴聞について準用する。

(事業報告書等の提出)

第六十三条 指定保証機関は、毎事業年度開始前に、収支の見積りその他国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定保証機関は、事業計画書に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 指定保証機関は、事業年度ごとに、国土交通省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

は、当該社員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることがで
きる。

4 社員は、宅地建物取引業保証協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がある場合でなければ、これを拒んではならない。

(宅地建物取引業に関する研修)
六十四条の六 宅地建物取引業保証協会は、一定の課程を定め、宅地建物取引士の職務に関する必要な知識及び能力についての研修その他宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対する宅地建物取引業に関する研修を実施しなければならない。

(弁済業務保証金の供託)

² 具体的には、第百四十四条の九第一項又は第二項の規定により弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、その日から一週間に以内に、その納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。
弁済業務保証金の供託は、法務大臣及び国土交通大臣の定める供託所にしなければならない。

第二十五条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により供託する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に」とあるのは、「当該供託に係る社員である宅地建物取引業者が免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に当該社員に係る供託をした旨を」と読み替えるものとする。

第六十四条の八 宅地建物取引業保証協会の社員と宅地建物取引業に関し取引をした者（社員とその者が社員となる前に宅地建物取引業に関し取引をした者を含み、宅地建物取引業者に該当する者を除く。）は、その取引により生じた債権に關し、当該社員が社員でないとしたならば、その者が供託すべき第二十五条第二項の政令で定める営業保証金の額に相当する額の範囲内（当該社員について、既に次項の規定により認証した額があるときはその額を控除し、第六十四条の十第二項の規定により納付を受けた還付

充當金があるときはその額を加えた額の範囲内）において、当該宅地建物取引業保証協会が供託した弁済業務保証金について、当該宅地建物

物取引業者保証協会について国土交通大臣の指定する弁済業務開始日以後、弁済を受ける権利を有する。前項の権利を有する者がその権利を実行しようとするときは、同項の規定により弁済を受けることができる額について当該宅地建物取引業者保証協会の認証を受けなければならない。

3 宅地建物取引業保証協会は、第一項の権利の実行があつた場合においては、法務省令・国土交通省令で定める日から二週間以内に、その権利の実行により還付された弁済業務保証金の額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

する場合に準用する。

省令・国土交通省令で、第二項の認証に関し必要な事項は国土交通省令で定める。
(弁済業務保証金分担金の納付等)

二　宅地建物取引業者で宅地建物取引業保証協会に加入しようとする者　その加入しようとする日

三　第六十四条の二第一項の規定による指定の日にその指定を受けた宅地建物取引業保証協会の社員である者　前条第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日の一ヶ月前の日

2 宅地建物取引業保証協会の社員は、前項の規定による弁済業務保証金分担金を納付した後に、新たに事務所を設置したとき（第七条第二項各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。）は、その日から二週間以内に、同項の政令で定める額の弁済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

3 宅地建物取引業保証協会の社員は、第一項第二号に規定する期日までに、又は前項に規定する期間内に、これらの規定による弁済業務保証

金分担金を納付しないときは、その地位を失う。

廃する場合においては、その政令で、弁済業務保証金の追加の供託及び弁済業務保証金分担金の追加納付又は弁済業務保証金の取戻し及び弁済業務保証金分担金の返還に関して、所要の経過措置（経過措置に關し監督上必要な措置を含む。）を定めることができる。（還付充当金の納付等）

第六十四条の十 宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の八第一項の権利の実行により弁済業務保証金の還付があつたときは、当該還付に係る社員又は社員であつた者に対し、当該還付額に相当する額の還付充當金を宅地建物取引業保証協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた社員又は社員であつた者は、その通知を受けた日から二週間以内に、そ

3 宅地建物取引業保証協会の社員は、前項に規定する期間内に第一項の還付充当金を納付しないときは、その地位を失う。
（弁済業務保証金の取戻し等）

つた者が第六十四条の九第一項及び第二項の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金を、社員がその一部の事務所を廃止したため当該社員につき同条第一項及び第二項の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額が同条第一項の政令で定められた額を超えることになつたときはその超過額を相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

2 宅地建物取引業保証協会は、前項の規定により弁済業務保証金を取りもどしたときは、当該社員であつた者又は社員に対し、その取りもどした額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。

3 前項の場合においては、当該社員が社員の地位を失つたときは次項に規定する期間が経過した後に、宅地建物取引業保証協会が当該社員であつた者又は社員に対して債権を有するときは、その債権に関し弁済が完了した後に、宅地建物取引業保証協会が当該社員であつた者又は社員

に關し第六十四条の八第二項の規定による認証をしたときは当該認証した額に係る前条第一項の還付充當金の債権に關し弁済が完了した後

4 に、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。
宅地建物取引業保証協会は、社員が社員の地位を失つたときは、当該社員であつた者に係る宅地建物取引業に関する取引により生じた債権に關し第六十四条の八第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二項の規定による認証を受けるため申し出るべき

旨を公告しなければならない。
宅地建物取引業保証協会は、前項に規定する
期間内に申出のなかつた同項の債権に関する
は、第六十四条の八第二項の規定による認証を
することができない。

(弁済業務保証金準備金)

第六十四条の十二 宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の八第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納入がなかつたときの弁済業務保証金の供託に充てなければならぬ。

宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第二項(第一項に於て「第一項に於て二回目以後の」に代へる)の規定によつて、

四項において準用する第二十五条第三項の規定により供託された有価証券を含む)から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の八第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、社員に対し、その者に係る一日毎の第一項の取扱い三十日以内に

六十四条の力第一項の政令で定める弁済業務保証金分担金の額に応じ特別弁済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付すべきことを通知しなければならない。

前項の通知を受けた社員は、その通知を受けた日から一月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

第六十四条の十第三項の規定は、前項の場合に準用する。

された還付充當金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担金を含む。）を、指定取消し等の日に社員があつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第一項の政令で定める弁済業務保証金分担金の額に応じ、国土交通省令の定めるところにより、交付する。

第六章 監督

(指示及び業務の停止)

第六十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第五十条の二第一項の認可を含む。次項及び第七十二条第二項において同じ。）を授

八条の二第一項の規定による处分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由があるとき。

国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前項第一号又は第一号に該当するとき（認可宅地建物取引業者の行う取引一任代理等に係るものに限る。）。

二 前項第三号又は第四号に該当するとき。

二 第十三条、第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第三十一条の三第三項、第三十二条、第三十三条の一、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一項第一項、第四十一条の二第一項、第四十四項から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二、第四十八条第一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の十第二項、第六十四条の十二第四項、第六十四条の十五前段若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十一条第一項、第十三条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項の規定に違反したとき。

三 前項又は次項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の处分に違反したとき。

五 前三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

八 個人である場合において、政令で定める使用者のうちに業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行ふもの

4 が、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第十一條第一項若しくは第六項、第十二條第一項、第十三條、第十五条第一項若しくは履行確保法第十六條において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、必要な指示を示すことができる。

都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第一項第三号又は第四号に該当するとき。

二 第十三条、第三十一条の三第三項（事務所に係る部分を除く。）、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二又は第四十八条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

三 第一項又は前項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の处分に違反したとき。

五 前三号に規定する場合のほか、不正又は著しく不当な行為をしたとき。
(免許の取消し)

第六十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号、第五号から第七号まで、第十号又は第十四号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合において

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号のいずれかに該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号のいずれかに該当する者があるに至つたとき。

五 第七条第一項各号のいずれかに該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までのいずれかに該当する事が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いときは同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

第六十七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。

第六十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた宅地建物取引業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいう。）を確知できないときは、官報又は該都道府県の公報でその事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続（認可の取消し等）

法第三章の規定は、適用しない。

第六十七条の二 国土交通大臣は、認可宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合

要があると認めるときは、その事務について必要な報告を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定による報告を求め、又は立入検査をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならぬ。

第七章 雜則

(宅地建物取引業審議会)

第七十三条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議させるため、地方自治法第百三十八条の四第三項の規定により、宅地建物取引業審議会を置くことができるものとする。

(宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会)

第七十四条 その名称中に宅地建物取引業協会といふ文字を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く。)は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、一つの都道府県の区域内において事業を行う旨及び宅地建物取引業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2 その名称中に宅地建物取引業協会連合会といふ文字を用いる一般社団法人は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、一つの都道府県の区域内において事業を行う旨及び宅地建物取引業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

4 宅地建物取引業協会及び第二項に規定する一般社団法人(以下「宅地建物取引業協会連合会」という。)は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、宅地建物取引業協会

にあつては都道府県知事に、宅地建物取引業協会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならぬ。

5 国土交通大臣は、宅地建物取引業協会連合会に対しても、都道府県知事は、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るために、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

6 内閣総理大臣は、宅地建物取引業協会連合会又は宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会といふ文字をその名称中に用いてはならない。

(宅地建物取引業者を社員とする一般社団法人による体系的な研修の実施)

第七十五条の二 宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人は、宅地建物取引士等がその職務に関し必要な知識及び能力を効果的かつ効率的に習得できるよう、法令、金融その他の多様な分野に係る体系的な研修を実施するよう努めなければならない。

(宅地建物取引業者の使用者人等の秘密を守る義務)

第七十五条の三 宅地建物取引業者の使用者人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

宅地建物取引業者の使用者人その他の従業者でなくなりた後であつても、また同様とする。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第七十五条の四 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五条第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができ(免許の取消し等に伴う取引の結了)

第七十六条 第三条第二項の有効期間が満了したとき、第十一条第二項の規定により免許が効力とする一般社団法人(以下「宅地建物取引業協会」という。)を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

4 宅地建物取引業協会及び第二項に規定する一般社団法人(以下「宅地建物取引業協会連合会」という。)は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、宅地建物取引業協会

引業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなす。

(信託会社等に関する特例)

第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第十三条までの規定は、宅地建物取引業者相互間

に對して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対しても、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

5 第一項の規定は、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。)には、適用しない。

6 第一項の規定は、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。)には、適用する。

7 第一項の規定は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

8 この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)は、消費者庁長官に委任する。

(申請書等の経由)

第七十八条の三 第四条第一項、第九条及び第十一条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所(同項の規定の場合にあつては、同項各号の一に該当することとなつた者の主たる事務所)の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

9 第五十条第二項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書は、その届出に係る業務を行なう場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

(事務の区分)

第七十九条の四 第八条、第十条、第十四条及び第五十条第二項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書は、その届出に係る業務を行なう場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

(事務の区分)

第七十八条の四 第八条、第十条、第十四条及び第五十条第二項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書は、その届出に係る業務を行なう場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

(事務の区分)

第七十九条の三 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、特例事業者(不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者をいう。次項において同じ。)には、適用しない。

8 第八章 訟則

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 不正の手段によつて第三条第一項の免許を受けた者

10 第十二条第一項の規定に違反した者

11 第十三条第一項の規定に違反して他人に宅地建物取引業を営ませた者

12 第六十五条第二項又は第四項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

(適用の除外)

この法律の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

2 第十三条の二及び第三十七条の二から第四十三条までの規定は、宅地建物取引業者相互間に對して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

3 第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条の規定は、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。)には、適用しない。

4 第一項の規定は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

5 この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)は、消費者庁長官に委任する。

第七十九条の二 第四十七条の規定に違反して同一条第一号に掲げる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条 第四十七条の規定に違反して同一条第二号に掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十一条 第十六条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十二条 第十六条の十五第二項又は第十七条の十四の規定による試験事務又は講習業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員又は登録講習機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員（第八十三条の二において「指定試験機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第十六条の十五第二項又は第十七条の十四の規定による試験事務又は講習業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員又は登録講習機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員（第八十三条の二において「指定試験機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十五条 第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条又は第四十四条の規定に違反した者

第八十六条 第四十七条の規定に違反して同一条第三号に掲げる行為をした者

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処する。

第八十八条 第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条又は第四十七条の規定に違反して同一条第三号に掲げる行為をした者

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処する。

第九十条 第四十二条第二項の規定に違反した者

第九十一条 第四十二条第二項の規定に違反した者

第九十二条 第四十二条第二項の規定に違反した者

第九十三条 第四十二条第二項の規定に違反した者

八 第六十三条の三第二項において準用する第五十一条第三項第一号の事業方法書によらないで手付金等保管事業を営んだ者

二 第三十七条、第四十六条第四項、第四十八条第一項又は第五十条第一項の規定に違反した者

三 第四十五条又は第七十五条の三の規定に違反した者

四 第四十九条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第五十条の十一第一項、第六十三条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項から第三条までの規定による報告をせず、若しくは事業計画書、事業報告書若しくは資料の提出をせらず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした事業計画書、事業報告書若しくは虚偽の資料を提出した者

六 第五十条の十二第一項、第六十三条の二第一項（第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項若しくは第七条第一項、第三十五条第四項又は第七十五条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

七 第六十三条の五の規定に違反して寄託金保管簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は寄託金保管簿を保存しなかつた者

八 第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。又は受けた者

四 第五十六条第一項の規定に違反して手付金等保証事業以外の事業を営んだ者

五 第六十条（第六十四条の十七第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の二十の規定による命令に違反した者

六 第六十三条の三第二項において準用する保証委託契約を締結した者

七 第六十三条第一項において準用する第五十六条第一項の規定に違反して手付金等保管事業以外の事業を営んだ者

一 第十六条の十一又は第十七条の十五の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を併科する。

二 第十六条の十三第一項若しくは第二項又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

七 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十一 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十二 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二（経過規定）

この法律の施行の際現に個人である宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第八条第一項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の実際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行を含む。）の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれららの職務を執行する者をい。以下同じ。）であつて、この法律の施行の日から二年をこえない範囲内に十一条の十の規定による届出をしないで講習会に出席したとき。

三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

七 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十一 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十二 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第七十七条の十六の規定による報告を認められ、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（施行期日）

一 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定められる。

二（施行期日）

一 この法律は、公布の日から施行する。

二（施行期日）

一 この法律は、昭和三十二年五月二十七日法律第一

二（施行期日）

一 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

二（施行期日）

一 この法律は、昭和三四年四月一日法律第一

二（施行期日）

1 (施行期日) 六六号 (昭和三九年七月一〇日法律第一
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の三の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定中第二十二条の四に係る部分、本則中第二十八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十八項の規定は、昭和四十二年四月一日から、附則第二十項中建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)第十條第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

8 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の施行の日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。臣に届け出なければならない。前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

9 前項の規定による届出をせしめ、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。ただし、法人の代理人、使用人その他の従業者が、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

11 旧法の規定による宅地建物取引員試験に合格した者(宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百三十一号)附則第二項の規定により旧法第十五条の二第一項に規定する宅地建物取引員とみなされた者を含む。)は、新法の規定による宅地建物取引主任者資格試験に合格した者とみなす。

12 旧法(附則第五項の規定により從前の例によることとされる場合を含む。以下附則第十六項において同じ。)の規定に基づき供託された営業保証金は、新法の規定に基づき供託された営業保証金とみなす。

13 この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者(この法律の施行の日以後において新法第三条第一項の免許を受けて引き続き宅地建物取引業を営むもの又はこの法律の施行の際に新法宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行について、新法第十二条の

二の規定を適用することとしたならばその營業保証金の額が新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、その者に係る營業保証金の額は、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

14 前項に規定する者は、同項の期間の経過の際の營業保証金の額が新法第十二条の二の規定の適用により新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合には、前項の期間が経過した日から一月以内に、その不足額を供託し、当該供託した旨を、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、新法第三条第一項の免許を受けた建設大臣又は都道府県知事（宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行にあつては、建設大臣）に届け出なければならない。

15 前項の規定に違反した者は、新法第十二条の五第一項の規定に違反したものとみなし、新法第二十条第二項から第六項までの規定を適用する。

16 旧法第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなされる。

17 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる宅地建物取引業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 附 則（昭和四二年六月一二日法律第三五号）抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 （経過規定）

3 この法律の施行前に宅地建物取引業者が依頼者から委託を受けて契約を締結した場合における契約書の送付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一六日法律第一〇号）抄

（施行期日）

1 新法第三十八条から第四十三条までの規定は、この法律の施行前に締結された宅地若しくは建物の売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約に係る宅地若しくは建物については、適用しない。

2 宅地建物取引業者が、この法律の施行前にこの法律による改正前の宅地建物取引業法（以下「旧法」という。）第二十条第一項から第三項まで又は第二十条の二第一項に規定する場合に該当した場合における当該宅地建物取引業者に対する処分については、新法第六十五条又は第六十六条に規定する相当の場合に該当したものとみなして、これらの規定を適用する。

3 新法第三十九条から第四十四条までの規定は、この法律の施行前に締結された宅地若しくは建物については、この法律の施行前に締結された売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約に係る宅地若しくは建物については、適用しない。

4 新法第三十九条から第四十四条までの規定は、この法律の施行前に締結された宅地若しくは建物については、この法律の施行前に締結された売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約に係る宅地若しくは建物については、適用しない。

5 宅地建物取引業者が、この法律の施行前にこの法律による改正前の宅地建物取引業法（以下「旧法」という。）第二十条第一項から第三項まで又は第二十条の二第一項に規定する場合に該当した場合における当該宅地建物取引業者に対する処分その他の行為は、新法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした处分その他の行為とみなす。

6 旧法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした处分その他の行為は、新法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした处分その他の行為とみなす。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和四七年六月二十四日法律第一〇〇号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。（経過措置）

2 宅地建物取引業者は、第二十五条第二項の改正規定の施行の際に供託している営業保証金の額が改正後の宅地建物取引業法（以下「新法」という。）第二十五条第二項に規定する営業保証金の額に不足することとなる場合においては、第二十五条第二項の改正規定の施行の日から一月以内に、主たる事務所のもよりの供託所にその不足額を供託しなければならない。

3 新法第二十五条第二項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

附則第一項の規定に違反した者は、新法第十八条第一項の規定に違反したものとみなし、新法の規定を適用する。

附 則 (昭和五五年五月二一日法律第五号)

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法第十四条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定及び同法第六十四条の十二第七項の改正規定並びに附則第六項の規定は公布の日から、同法第三十四条の次に二条を加える改正規定は公布の日から起算して二年を経過する日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日から六月を経過するまでの間ににおいては、この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者に対する改正後の宅地建物取引業法の規定の適用については、同法第十五条第一項中、「その業務に従事する者の数に応じて建設省令で定める数の成年者である専任の取引主任者」とあるのは、「成年者である専任の取引主任者」とする。

3 この法律の施行の日から三年を経過するまでの間ににおいては、この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第十八条第一項の登録を受けている者は、その登録をしている都道府県知事が定める期間内に限り、改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証（以下「取引主任者証」という。）の交付を申請することができる。

4 この法律の施行の日から前項の規定により都道府県知事が定める期間の満了の日（同項の規定による申請があつたときは、その申請に係る取引主任者証が交付される日）までの間ににおいては、同項に規定する者に対しても、改正前の宅地建物取引業法第四十八条第二項の証明書又は次項の規定による証明書を取引主任者証となして、改正後の宅地建物取引業法の規定を適用する。

5 都道府県知事は、この法律の施行前に、建設省令の定めるところにより、取引主任者証の交

（媒介の契約に関する経過措置）

7 附則第三項に規定する者に対する免許の取消しその他他の監督上の処分、この法律の施行の際に既法第十八条第一項の登録を受けていた者は若しくはこの法律の施行前にした当該登録の申請に基づきこの法律の施行後に登録を受けた者に対する登録の消除その他の監督上の処分又はこの法律の施行の際に既法第四十一条第一項第一号、第四十二条の二第一項第一号若しくは第六十四条の二第一項の指定を受けている者若しくはこの法律の施行前にしたこれら指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

8 この法律（附則第一項第一号に掲げる改正規定にあつては、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年五月一二日法律第九一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年一月二日法律第一〇六
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、保険業法（平成七年法律第一〇五号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年一月二日法律第一〇五
号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第十五条及び第十六条の規定並びに附則第七項及び第八項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条の規定による改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第十六条の規定の施行後に交付され、又は有効期間の更新を受ける宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する。

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条の規定による改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第十六条の規定の施行後に交付され、又は有効期間の更新を受ける宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する。

附 則 **（平成一一年七月一六日法律第八七号抄）**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条たゞし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二一条の規定（国等の事務）

（处分、申請等に関する経過措置）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為による行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

別表（第十七条の五関係）

科目	別表（第十七条の五関係）
一　この法律その他の関係法令に関する科目	講師
二　宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目	弁護士
三　土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形、宅地の需給に関する科目	宅地建物取引士であつて、宅地建物取引業に従事した経験を有する者
四　宅地及び建物の需給に関する科目	前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
五　宅地及び建物の調査に関する科目	前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
六　宅地及び建物の取引に関する税務の取扱いに関する科目	不動産鑑定士
上　の知識及び経験を有する者	前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	税理士